

虚構のボーダーレス

——パンデミック下の国境管理と日常に関するオートエスノグラフィー

We have never been borderless: An auto-ethnographic analysis on border control and everyday life in times of pandemics

門田岳久 [立教大学観光学部・准教授]

KADOTA, Takehisa

Abstract: Mobility as a paradigm of modernity (Urry 2007) was suddenly suspended in 2020 due to COVID-19, and the society has entered the era of immobility. However, it was not so much the pandemic but the “lockdown” and border controls introduced by all countries that had directly promoted immobility in the world. Anthropologists who work in migration studies understand that borders do not affect everyone equally and that they disadvantage refugees, labour migrants and indigenous peoples. However, most anthropologists have so far considered the hardships of border migration to be “the experience of others” and not “the experience of us” who live in the West/modernity. The tightening of border controls during the pandemic shook the foundations of mobility afforded to people in the West and developed countries, as well as to researchers and tourists. This paper provides an auto-ethnographic documentation of border control and immigration processes, as well as of everyday life during the pandemic. Specifically, I present an ethnographic analysis of my own border experiences as I attempted to move between Japan and the EU (Germany and Finland) in 2020. The increased presence of borders and immobility may be an exceptional situation under a pandemic. But the analysis reveals, on the contrary, what institutional foundations have supported the paradigm of the freedom of mobility.

Keywords: 国境制限 (Border restriction), 欧州連合 (EU), シェンゲン協定 (Schengen Agreement), 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19), 不動性 (Immobility)

I 感染症と移動者——はじめに

II 査証と国境封鎖

1. ホームからの国際移動

2. シェンゲン協定と2つの国境封鎖

III コロナ禍での空路

1. 滞在許可の査証申請

2. 新しい「入国審査」

IV EU内の国境を越える移動

1. フィンランド→ドイツ移動
2. ドイツ→フィンランド移動
3. フィンランドにおける国境管理

V パンデミック下の日常

1. マスクと防疫
2. PCR検査とトラッキング
3. 夏小屋と移動者

VI 国境経験の自己相対化——おわりに

I——感染症と移動者——はじめに

古代メソポタミアにおける初期国家の成立について分析した『反穀物の人類史』の中で、文化人類学者のジェームズ・スコットは、遊牧から定住へという人間の居住形態の変化は都市的な国家形成の基礎になると同時に、その崩壊の原因にもなったことを指摘している(スコット, 2020)。彼によると、古代の初期国家の繁栄は水利や耕作の条件の良い土地に人間だけでなく家畜が集住することによってもたらされた。人・動物に加えて植物や廃棄物などが絡み合う生態系モジュールでは、人間と多種の生物が高密度に併存し、水や栄養だけでなく、病原菌やウィルスをも共有し合っているため、一度感染症が広まると高い死亡率を記録し、生き残った人々は国家から逃亡することで、国家は崩壊に至るのだという。

スコットによると、感染症は他の都市からの交易人などによってもたらされる。また一端感染者が出ると隔離し、それでも拡大が止められない場合は町ごと壁で囲って切り離すほかなかったことを、当時の人も知っていたという。スコットの著作はもちろん「コロナ以前」に書かれたものであるが、そこに書かれたことはパンデミック下の状況と重なる部分がある。ワクチンやマスクといった医療技術の違いはあれども、感染症の「対策」が隔離とロックダウンであるということ、そして移動者に拡大の原因があるという当時の人々の理解は、

2020-21年の状況とさほど変わるところがない。実際COVID-19が拡大し始めた2020年、国境を越えた移動者こそが感染拡大の主要因であるという論調が強くあり、本稿執筆時点(2020年12月)においても、日本では外国人の入国を制限せよという声が依然として強い。

国際移動の中でもとりわけ観光は「必要のない移動」とみなされることで、パンデミックとともに急速に停止しただけでなく、時に感染拡大に加担するものとして批判に晒された¹。石野隆美は、国境を越えた移動者の中でも観光者が非難の矢面に立たされたのは、彼らが自らの意志で観光に行ったのだから、その結果を自ら引き受けるべきだと思われるからではないかと述べる。ここで観光者は自由意志により「選択」を行う近代的個人とみなされている。つまり観光者は自ら選好を働かせて主体的に選んだのだから、何がどうなっても自己責任である、と。そのようなロジックを石野は、アネマリー・モルの概念を流用し「選択のロジック」と呼ぶ(石野, 2021)。

医療人類学者のモルは、患者が何らかの治療を受ける際には、一方で「選択のロジック」に下支えされた消費者的な選好を働かせるものの、他方で治療のプロセスに逡巡し、不安を覚え、医者や周囲の人間と話し合いつつ、取り得るすべを徐々に模索していく「ケアのロジック」が存在する、と述べる。石野は国際移動においても、観光者にはこの2つのロジックが混在しているのではないかと指摘する。そして、観光者における能動性と主体性をより広い文脈で解釈すべく、「観光者の主体性を『選択』の能力に置くのではなく、選択にいたるまでのプロセスに置く構え」を主張する。選択にいたるまでのプロセスには周囲の人間や物理的環境の影響、タイミングや社会状況など、個人を越えた様々な事象が介在する。「選択」のプロセスを民族誌的に描くことで、「個人の意志に回収しきれない周囲の環境や状況、他者とのインタラクション

の過程が現れてくる」(石野, 2020: 118-119)という。

移動する人間を自由に能動的な選択をできる個人として一面的に捉えるのではなく、プロセスにおいて捉えるべきだという指摘は重要である。観光者だけでなく移動の主体は、たとえ自らの「意志」や「選択」によって移動を決定したとしても、その過程には個々の主体では抗いがたいシステムや「流れ」があり、様々なインフラストラクチャーや社会関係を含むコンテキストに埋め込まれているからだ。

国際移動に関し、個人の選択のベースになりながらも、決して個人に回収されない状況の一つとして国境管理(ボーダーコントロール)を挙げられる。国境を越えることは、査証(ビザ)や滞在許可、入国審査などの諸過程とともにあるが、これらは国家レベルでの政策に沿うものである。しかしパンデミック下においては国籍、直近滞在地の感染状況、どこに配偶者や家族がいるか、リターンチケットの有無、そして健康状態など、個々人の属性や身体状況に応じてイレギュラーな形で出入国の可否が決定されるようになった。国境や出入国管理という、人口を裁いていく画一的で機械的な管理手法が、いつにも増して流動的・個別的になり、文脈依存性を増して立ち現れることになったのである。

パンデミック下という例外的状況において、人の国際移動を可能／不可能にする国境や出入国管理がいかに行われたのか、というのが本稿の関心である。しかし、こうした事情をふまえると、個別的状況によって多面的に姿を変える出入国管理を一望的に捉えることは難しい。国境管理は国家の数だけパターンが存在する上に、EUなどの国境管理に携わる国際枠組み、個々人の国籍や属性、身体状況がファクターとして絡み、「コロナ禍における国際移動」の複雑性は通常時よりはるかに高いからである。国境管理は法的現象であるため、一つの国家から見ればある時点で一つのルールが

存在するだけであるが、実際にそれが運用されるとなると無数のパターンへと分解され、「全体」の記述は事実上不可能となる。それを考えると、ルールが各々の個別的ケースにどのように運用されたのかを具体的に記述することで、パンデミック下の国際移動のある時点・ある地点において捉えるというエスノグラフィックなアプローチが有効である。

ところで人類学において、国境という主題は好んで取り上げられてきたとあって良い。人類の生活において、国境は近代国民国家の誕生とともに後から生活世界へ入り込んできたものである。先住民、少数民族と呼ばれる人々が「国民」へと同定されながらも、漁や狩猟といった日々の生業、巡礼や宗教的实践などにおいては容易に国境を越え、その過程を記述することは、近代性の象徴としての国境という人為的構築物を相対化する視点を我々に提供する(小島, 2014; 長津, 2019)。またヨーロッパ民族学(European Ethnology)においてはBrexitによる国境の「復活」が議論され、北アイルランドのように越境が前提となった社会の動揺が民族誌的に研究されるようになった(Wilson, 2020)。

国境の人類学が積極的に描いてこなかった事象として、人類学者個人の越境経験が挙げられる。フィールドにたどり着くまでにどのようなビザを取り、どのようなステイタスで現地滞在し、入国管理で何を審査されたか、といったことが単なるあとの回想録ではなく、研究対象になることはまれである。その中で、スウェーデンの人類学者コスラヴィはオートエスノグラフィーの手法を用い、国境を研究対象にする人類学の中でも例外的な研究を行った(Khosravi, 2010)。コスラヴィの描く自身の国境通過経験は、1980年代の戦火のイランからアフガニスタンなどを経由し北欧に至る「イリーガル」な過程で、国家から見れば人々の流れを管理する国境も、彼にとっては抵抗的実

践の場として捉えられる。

北欧のアカデミズムから見れば「他者」的で「書くに値する」経験を自ら対象化したコスラヴィを念頭に置きつつ、ごく大雑把に述べるなら、先進国で学ぶ知識人たる人類学者は、多くの難民や無国籍者、「イリーガル」な移動者よりも相対的に容易に国境を越えることができる。加えて彼ら・彼女らの多くは、(80年代の)コスラヴィよりも自由に多くの国に入国が認められる旅券を所有していると思われる。しかしその自由で「ボーダーレス」な越境経験は、海洋民が漁において国境を越えるときの「自由」と同じ種類のものではなく、近代的な国家、国際関係、航空会社等の制度やインフラに依拠した自由である。ではこのような人々が依拠し、国際移動を容易にしていた国境管理の仕組みがパンデミック下において変容したら、今までと同じ「自由」は存在するだろうか。そうでないとすれば、コロナ禍は国際的な法的枠組みによって守られてきた近代人の移動の自由を、その前提から揺さぶることになるだろう。

こうした問題意識に沿って検討すべき事例として、私自身のケースは(偶然ではあるにせよ)適切なものであると言える。本稿では、パンデミック下の2020年春～夏において日本と欧州間を移動した(あるいはできなかった)私自身の経験を記述し、一つの個別的なケースから管理のルールや制度の実際の運用を整理する。めまぐるしく状況が変わるパンデミック下においては、あらゆる出来事が通常よりも速い速度で「過去」になる。本稿もまた2020年の歴史的記録である。それを通し、例外的状況における国境と出入国管理の対応策に関するオートエスノグラフィックな記述と分析を行い、「他者」ではなく「自己」の実践から国境の相対化を図ることを目的とする。

方法としてのオートエスノグラフィーは、エスノグラフィー(民族誌)記述においてフィールドワーカー本人の経験を重視し、自身の実践を観察

し、それを起点として社会-文化を描いていく手法である。自己の民族誌は決して日記やルポと同じではない。そこには生活者・実践者としての自己を客観視する、観察者としての自己が存在する。実践する自己とそれを観察する自己との二重化は、「自分自身を問いの対象として記述考察していく研究の手法」(川口, 2019: 154)である。こうした視点をもとに、パンデミック下における国際移動において、国境や出入国管理はいかに経験されるか、またそれらのルールは実際にどのように運用されるのか、実際に国際移動を試みた「私というフィールド」から明らかにしていく。

II——査証と国境封鎖

1. ホームからの国際移動

石野が言うように、パンデミック下において越境経験の記録はもっぱら「ホーム」への動きとして描かれる傾向がある(石野, 2021)。実際モビリティの流れを見ると、COVID-19拡大の初期段階(いわゆる第1波)にあたる2020年2～4月には、新規入国者に対して国境を閉じる国が急増し、海外駐在員や旅行者、留学生などが一気にホームに帰還する動きが見られた。国境のゲートがまるでカウントダウンのように閉まる中、航空会社が便数削減を進めたこともあって帰国便の確保が困難を極め、滞在国に取り残されるケースもあった。そのような状況下では、ホームから逆へ向かう国際移動はケース自体が少ない³。企業は海外駐在員の派遣をキャンセルし、大学での留学生派遣も中止された。その中でサバティカル(在外研究)に向かった私のケースはいくつかある例外的ケースの一つであると思われる。

当初私は2020年4月から1年間の予定でドイツへのサバティカルに向かう予定で、2019年末にはミュンヘン大学からの招聘状を得て、ドイツ大

使館に研究滞在ビザの申請を行った。申請は一部オンライン化されており、フォームに沿って申請書を記載し、完成したものを印刷した上で、招聘状、勤務先からの給与証明書、博士学位取得証明書などとともに、大使館での面会を予約して提出するというものである。申請と受け取りの2度出向いた東京・広尾のドイツ大使館は、留学やワーキングホリデーのビザを申請する若者で賑わっていた。申請プロセスは順調に進み、2020年1月に“Dビザ”と称される長期ビザが発給された。その後、4月からミュンヘンで住むアパートの部屋をウェブサイトで探し、2月20日には契約を終えていた。

中国武漢で新型ウィルスによる感染症が発生し、都市が封鎖されている(その頃はまだロックダウンという英単語は一般的ではなかった)というニュースが駆け巡っていた1月26～30日、大学の業務でタイを訪れた私は、バンコク市内で欧米の観光者の中におおげさな医療用マスクをしている人がいることに驚きを覚えた。COVID-19はアジアのものというイメージが強固にあり、当時感染者が皆無だったタイも危険だとみなされていたのだと思われる。この出張では出入国審査、航空機移動も概ね通常通りだったが、春節にもかかわらず中国からの観光者が皆無だったため、バンコク市内は閑散としていた。感染症対策はまだほとんど見られず、スワンナプーム空港の出国審査でアルコールジェルが置かれていた程度である。

それなりに平静を保っていた日本国内の警戒感が一気に上がったのは2月下旬で、2月27日に政府が学校の閉鎖を決め、3月は感染症一色となった。他方欧州では2月末頃までは大きな緊迫感はなく、ミュンヘン大学の教員からのメールでも、「まだ平気ではあるが、ウィルスがアルプスを越えてきたらまずい」(2月25日)と、先に感染の広がったイタリアへの注視が窺える程度である。危機感が本格的に高まり始めるのは3月上旬で、ドイツでは3

月9日に初めての国内感染者が報じられた。その1週間後には、トイレットペーパーや水などの買いだめが生じるなど、混乱状態に陥ったという。3月10日にイタリアが初めての都市間移動の制限を始め、国内移動だけでなくリスク地域からの入国禁止を打ち出す国が多くなると、欧州全体の雰囲気が一変する。ドイツでは感染者数が他国よりも少なかったこともあり、ロックダウン政策は実施しなかったが、移動制限を含む国境管理を開始する。

2. シェンゲン協定と2つの国境封鎖

ドイツをはじめとする欧州諸国の国境管理は、EU・シェンゲン協定加盟国と、第三国と呼ばれるそれ以外の国々という大きく分けて2つのカテゴリーにおいて考えられている。シェンゲン協定(Schengen Agreement)はヨーロッパの国家間において出入国審査を廃し、自由な移動を促す協定である。EU法の一つであるが、EU非加盟のノルウェーやスイスなども加盟しており、共通通貨ユーロと並んで欧州統合の象徴的意味を持つ。第三国からEUに入国した場合、最初の到着地で入国審査が行われ、以後シェンゲンエリアでは無審査で移動が可能になる。

ドイツにおいて国境管理は、①もともと国境管理のなかったEU・シェンゲン協定加盟国との行き来に関する制限の導入、②もともと国境管理のあった第三国との行き来に関する更なる制限、という二つのフェイズを持っている。日本とドイツとの関係で言えば②が重要であり、そこからまずは見ていきたい。

ドイツと第三国との国境は3月上旬時点では特に制限されておらず、日本との国境も開いていたが、ツイッターなどでは閉鎖されるという噂は既に行き渡っていた。日本から留学やサバティカルで入国予定の人の中には、国境封鎖を見込んで出発を繰り上げる動きも見られた。第三国に対する

国境管理が始動したのは2020年3月17日である。ドイツ政府は第三国の市民の入国を少なくとも30日間制限することを発表したのである。その根拠になっている欧州委員会の提案(3月16日付け)は、EU・シェンゲン協定加盟国と第三国との間の行き来を原則停止し、第三国市民に対して以下の例外規定を促すものであった。⁵

Third-country nationals who are long-term residents under the Long-term Residence Directive and persons deriving their right to reside from other EU Directives or national law or who hold national long-term visas (European Commission 2020).

これに基づいて、ドイツは第三国からの入国を「長期滞在資格(Aufenthaltstitel)を有する外国籍者」のみに限定するとした。長期ビザ所有者がこの影響に受けるのかどうか明瞭ではなく、私を含め多くの人が在日ドイツ大使館に問い合わせを行ったようだが、大使館も混乱しており、当初は可能とメールで回答していた。だがすぐに「ドイツ国内で取得された長期滞在ビザが無ければ入国が不可」との訂正メールが送られてきた。“Aufenthaltstitel”とはいわゆる滞在許可証であり、ドイツ国内の移民局にて住民登録を経て得られるものである。つまり新規入国は事実上認められないことを意味する。この時点で私の長期ビザの有効性自体は維持されているものの、入国は不可能になった。

欧州委員会は6月30日、日本を含むEU外の15カ国⁶に対する入域制限解除の勧告を加盟各国に行った。これらは感染者数がEU諸国と同等か下回っており、EU基準で見て感染症対策が認められた国で、「グリーンレーン」と呼ばれる。勧告に従うかどうかは各国に委ねられ、基準は2週間ごとに見直される。ドイツ政府は7月1日、このうち7カ国からの入国を認めると発表した⁷が、日本は

含まれていなかった。これは欧州委員会の勧告に、“Reciprocity should also be taken into account”という付帯条項が含まれており、日本政府がドイツからの入国を拒否していたため、互酬性の観点からその逆が認められなかったのである。⁷日本に対する新規入国拒否の国境制限は何度も延長され、2021年1月1日に撤廃されるまで続いた。ただしドイツがEU勧告に含まれる全ての国と、互酬性の観点で国境管理を行っていたわけではない。オーストラリアやニュージーランドには早々に国境を開いたものの、両国はドイツに対して国境は閉じたままだった。ここからは、どの国という国境を開くかというのは感染症対策の観点だけでない政治的判断や戦略性が含まれることが窺える。

3月17日以来、EU入域の可能性がなくなった私は、急遽アパートの解約を大家に交渉し、勤務先に願い出てサバティカルを半年延期し、2020年9月頃からの渡航を目指すことになった。しかし互酬性の観点からいえば当面ドイツに直接入国できる可能性は低く、代替手段を検討せざるを得なくなった。

III——コロナ禍での空路

1. 滞在許可の査証申請

2020年5月頃になると日本の感染者数は徐々に低下し、EU加盟国の中には欧州委員会の勧告に沿って、日本からの入国を認める国が増えつつあった。その一つに、偶然、私の家族が長期滞在を予定していたフィンランドが含まれていた。同国は7月13日より、日本からの制限付き入国を解禁し、7月30日からは制限なしでの入国を解禁した。⁹フィンランド政府の基準は、過去14日間の感染者数が10万人あたり8人以下の国には入国を認めるというものであった。ただしその制限にかかわらず、滞在許可証があれば入国は可能であり、

私は付随家族として滞在許可証の取得可能性がある
と判明したため、善後策として申請を行うこと
となった。

フィンランドへの入国申請はオンライン化が進
んでおり、指紋採取と面接のため一度大使館訪問
を要するのみであった。オンラインで提出する必
要書類は、自身の研究滞在を証明する必要があ
ったドイツ大使館への提出書類と大きく異なり、家
族であることを証明する書類が主となる。つまり、
その時点で既にフィンランドでの滞在許可証を得
ている人と私が「家族」であることを証明するた
めに、戸籍謄本を取り寄せ、公証役場で英文アポ
スティューユを発行して貰い、それらをPDF化して
申請書とともに提出したのである。コロナ禍によ
る大使館業務の縮小で発給までのプロセスが通常
より大幅に遅れ、6月初旬の申請から受け取りま
で2カ月を要することとなった。受け取りは郵送
で、本国から在日大使館に届いたカード形式のビ
ザがレターパックで届いた。ここでもドイツとの
違いが明確である。ドイツへの入国は在日ドイツ
大使館でパスポートに貼付される紙形式のビザが
発給され、入国後に改めて住居登録を行い、そこ
で長期滞在資格がカードで得られる、という2段
階になる。フィンランドでも入国後の住民登録が
あるが、パスポート貼付の紙形式の査証は存在せ
ず、最初からカードの滞在許可証が発給された。

7月末より日本国内の感染者は急激に増え始め、
8月上旬にはピークに達した。基準である「8人以
下」という指標に合わせれば、日本からの無条件
でのフィンランド入国が再び不可になるのは時間
の問題だった。その場合は、フィンランドへの帰
国者、滞在許可証の所有者、および「エッセ
ンシャル」で「必要な理由」を持つ者しか入国でき
なくなる。そして予想通り2020年8月24日より、日
本からフィンランドへの入国は再び制限されるこ
とになった(Valtionuuvoston kanslia, 2020b)。

2. 新しい「入国審査」

私が日本を出国したのは2020年8月23日である。
以下にこの日の過程を記録として記したい。当初
は開設されたばかりの日本航空羽田ヘルシンキ便
を予約したが、便数が削減され、フィンランド航
空のコードシェア便に振り分けられた。この日の
成田空港は閑散としており、店舗も閉鎖された箇
所が多く、行列は一切存在しなかった。カウン
ターではパスポートと搭乗券の他に、入国を保証
する書類の提示を求められた。フィンランドに既
に居住しているかどうか質問を受け、万が一入
国審査で説明を求められた時に証明できる書類がな
いかと問われた。前述の通り、23日までは日本
から無条件(通常通り)のフィンランド入国が可能
ではあるが、「念のため」とのことで、滞在許可証
を提示した。

コロナ以前にはなかった航空会社による「トラ
ベルドキュメント」の確認は、各国政府の求める
入国条件に沿って確認されるようになった新しい
手続きである。最終目的地の基準に照らして入
国不可が明らかであれば、航空会社から搭乗を拒否
されるか、搭乗辞退を進言される。その意味で、
この新しい手続きは出入国審査そのものではない
が、航空会社カウンターで行われる事実上の「審
査」であるといつて良い。

通常時より便数が激減していたヘルシンキ便だ
が、この日フィンランド航空に搭乗したのはわず
か30名程度である。この日まではビザが免除され
るが、観光者とおぼしき乗客は見当たらず、機内
は乗客同士距離を取り、若干の子供連れの客以外
一切の会話がなく、緊迫したムードが漂っていた。
ヘルシンキ空港もまた人気がなく、ターンテー
ブルには即座に荷物が出てきて、いつもなら長蛇の
列ができるパスポートコントロールも閑散として
いた(図1)。

入国審査は他のEU・シェンゲン協定加盟国に



図1 ヘルシンキ空港のパスポートコントロールに至るレーン
(2020年8月、筆者撮影)

乗り継ぐ人と、フィンランドに入国(もしくは国内便へ乗り換え)する人に分かれる。同乗の客のほとんどはヘルシンキから他のEU諸国へ乗り継いだようだ。国内への入国審査に臨んだ搭乗客は筆者を入れて4組(いずれも日本語話者)であった。荷物受け取り時に聞いたところ、いずれの人も滞在許可証を持ち、うち子供を2人連れていた女性は配偶者が「フィンランドの人」とのことだった。私の入国審査はパスポートと滞在許可証を読み取り、目的地を聞かれたので、家族が滞在する町に向かうことを説明し、すぐに許可された。あまりに閑散としていたためか入国審査官は饒舌で、日本語で世間話をしてくるほどであった。

2020年春にはフィンランドでも感染者の多い地域はロックダウンしており、ヘルシンキを含むウシマー(Uusimaa)県からの移動は制限され、幹線道路も封鎖されていた。その際は感染者の多い国から入国した人は空港到着時の鉄道利用が制限されていたという。8月23日も駅のゲートに鉄道警察官が立ち、身分証明書類を提示する必要があった。しかし一度市内に到着してしまうと、人が少ないものの平穏で、国際移動の緊迫感との差に拍子抜けをした。なお日本からフィンランドへの入国制限は9月19日に再度解除され、以後現在(2020年12月)に至るまで変更されていない。

IV——EU内の国境を越える移動

1. フィンランド→ドイツ移動

続いてEU・シェンゲン協定加盟国内での国境を越えた移動(Internal Traffic)についてみてみたい。通常時ならシェンゲンエリア内に一度入るとその中での移動は無審査になるが、COVID-19下では必ずしもそうではなくなった。ドイツに関しては、シェンゲン協定加盟国との国境を越えた移動は、2020年3月16日から陸続きの国境が封鎖され、通勤等不可欠な用務以外の交通が停止された。この間は国境警備隊による検問が実施され、書類等で条件のクリアを証明できない人(観光者等)は国境でUターンを命じられることになった(Klatt 2020)。ただ実際には全ての道路が完全に封鎖されていたわけではない。国境が物理的な壁として存在するわけではなく、小径を含む全ての経路に検問所を設けることも現実的には難しいため、国境を身体的に「越える」ことは不可能ではない。ネットにはオランダなど隣接国からドイツ「入国」を試みたYouTuberの動画も散見される。他方、国境封鎖は徐々にイタリアやスペインなど隣接しない国との空路にも適用されるようになり、通常は実施されないシェンゲンエリア内のパスポートコントロールが行われた。

ドイツにおけるEU・シェンゲンエリア内の国境管理は6月22日をもって全て解除され、Internalなエリアに関してのみ移動の自由が復活した。「EU加盟国、シェンゲン協定加盟国及び英国での長期滞在許可を有する第三国国民、並びにその配偶者等核家族」は、ドイツ以外のシェンゲンエリア内から入国が可能であり、以後2020年12月時点でドイツはシェンゲン協定加盟国内での国境封鎖を行っていない(2021年1月以降、いわゆる変異種の拡大で国境管理は再び急速に厳格化す

る)。その代わりに、ロベルトコッホ研究所が指定する「リスク地域」からの入国者に対し、10日間の隔離やPCR検査が求められるようになり、11月からは追跡票、アプリでの行動記録も義務として加えられた(Robert Koch Institut, 2021)¹¹。ここから分かるとおりドイツはEU・シェンゲンエリアの「内」と「外」とを明確に区別し、前者には国境を開き、後者には一部を除いて閉じるという方針を採ったことから、EU重視の姿勢が窺える。

ところで「EU加盟国での長期滞在許可を有する第三国国民」に該当する私は、EU内移動によってドイツ入国が可能ではないかと思われた。そこで9月下旬、フィンランドからドイツを10日間ほど訪問し、本来の所属先であるミュンヘン大学にも出向いてみることにした。8月から9月はヨーロッパの感染が最も落ち着いていた時期で、例年よりかなり少ないとは言え、ドイツでは南欧へのバカンスに行った人も大勢いた¹²という。しかし例年より人の移動はかなり少なく、9月15日のヘルシンキ空港は閑散としており、5つある駐車場は2つが閉鎖されていた。ルフトハンザ航空のチェックインカウンターで例によってドイツ入国を確かにできるトラベルドキュメントの提示が求められた。ミュンヘン大学からの招聘状やドイツのビザも用意したが、それらは特に詳しく見られることはなく、フィンランド滞在許可証を見た途端、係員は「完璧！」と述べた。約100人乗りのミュンヘン行きの小型機は搭乗率が3割程度で、遊興的な雰囲気はなかったものの、話している人の言語から推察すると多くがフィンランド語話者だと思われた。

2. ドイツ→フィンランド移動

フィンランドの感染者数はパンデミック以降のヨーロッパの中でも常に最少の部類で、そのためEU諸国ではフィンランドからの入国を禁じる国は皆無であった。ドイツは前述の通りロベルト



図2 飲み物がマスク等の衛生用品に入れ替えられたミュンヘン空港の自販機(2020年9月、筆者撮影)

コッホ研究所のリストに従って「リスク地域」を指定しているが、同国は9月時点ではそれに該当せず、ミュンヘン空港でも入国審査はなく入ることが可能だった。ミュンヘン空港はどの空港とも同じように閑散とし、コロナ検査場の看板やマスク販売機が散見されたが(図2)、いくぶんヘルシンキ空港よりは店舗が開いており、旅行者も見かけた。後述のようにドイツ国内は春から周辺諸国に比べると低い感染指数で安定しており、とりわけ9月のもっとも低い時期であったため、マスク着用ルールはあったものの、市中は平穏な生活状態だった。

他方、フィンランドへの帰国便は同じ機材であったものの、おそらく曜日の関係で搭乗率はほぼ100%であり、ビジネス客よりも帰省や観光客が多く搭乗していたように思われる。ミュンヘン空港はソーシャルディスタンスが徹底されており、搭乗時には前後の客と2m離れることが求められた。しかし搭乗機までバス移動となった瞬間距離はなくなり、混み合うバスに乗って行列になりながら搭乗した。機内で客はマスクを着けていたものの比較的会話も多かった。往路と異なるのは旅行帰りと思われる家族連れが相当数いたことで、筆者は一人の男性客から、座席を交代してくれるよう依頼を受けた。その男性は中東系だがフィンランドに在住しており、数名の家族と同行してい

たが、予約した座席が離れていたとのことである。彼は免税店で限度一杯のアルコール飲料を購入し、手荷物として持っていた。フィンランドは酒税率が高いため国外旅行に行く人は大量のアルコールを買い込むのが珍しくない。

ヘルシンキ空港着陸後はシェンゲンエリア内の搭乗ゲートに着き、通常のEU内移動と同様に入国審査はなく、そのまま手荷物の受け取りのみで入国できた。ただこれはフィンランドがドイツに対して無条件での入国を許可していた時期に当たったためであり、時期によっては、同じEU内であってもドイツからの到着便がシェンゲンエリア外の航空機に利用される駐機場(その間にパスポートコントロールがある)に到着することもある。その際は、フィンランド入国の条件をクリアできる書類をパスポートコントロールで提示する必要がある。

第1波の際には感染者数を比較的強く押さえ込んだドイツだが、10月以降の第2波では拡大が顕著となり、厳格なロックダウンが課されるようになった。12月に至るまでフィンランド政府はドイツを「レッド」に指定しており、両国の行き来は(不可能ではないにせよ)リスクを伴うものになった。大学も閉鎖され、私は9月以降一度もドイツに行くことが事実上できなくなってしまったのである。

3. フィンランドにおける国境管理

フィンランドでは国立保健福祉研究所(THL)の基準に準拠し、先述の通り人口10万人あたり過去14日間の感染者数が8人以下の国からの入国を認めていたが、この基準が9月19日以降、「25人以下」に修正された(THL, 2020)。これに沿って、同国は以下の三種類の国境管理を行っている。

①数値が25人以下のEU・シェンゲン協定加盟国、およびEUが入域制限解除を勧告した

第三国のうち数値が25人以下の国。「グリーンレーン」と呼ばれ、入国制限や隔離はない。日本はここに相当。

②数値が25人以上のEU・シェンゲン協定加盟国、およびEUが入域制限解除を勧告した第三国のうち数値が25人以上の国。「レッドレーン」と呼ばれ、原則入国不可(滞在許可証所有者や必要な理由がある者は入れるが、要自主隔離)。

③EUが入域制限を課す、第三国。原則入国不可(滞在許可証所有者や必要な理由がある者は入れるが、要自主隔離)。

9月時点でドイツは数値25人以下の①に相当したので、国境は完全に開いていた。その後、ドイツ国内での感染者は右肩上がりが増え続け、他の欧州諸国と同様に②に相当するようになり、原則としてフィンランド国籍者・居住者のほかはエッセンシャルな「必要な理由」がなければ入国できなくなった。しかしながら日本は前述の通り、9月19日以降フィンランドへの入国制限はなく、制度上はフィンランドへの観光旅行も可能な状態が続いた(実際には皆無だったと思われるが)。フィンランドでもEU・シェンゲン協定加盟国外との交通を“External Traffic”と呼ぶが、日本とのExternalな国境は開かれ、通常であれば入国審査のないInternalな国境は閉じているという、ねじれた状況が出現したのである。これはEU諸国には開いて日本には閉じていたドイツと全く異なる。フィンランドの国境はあくまでEUおよびTHLの基準に準拠し、感染者数に基づいて科学的(機械的)に定められていたのであり、ドイツのように互酬性を含めた国境開放の戦略性は明確ではないようだ。

パンデミック下にはいかなる基準でどの国に国境を開くか、またそれ以外の例外規定をどう設定するかによって、各国境管理が特色づけられる。

フィンランドの特色として、一つには「自家用の船」での入国には一切の制限を加えていないことがある。これは海洋交通の盛んなバルト海の地域特性に沿った施策といえる。ウーシマー県のロックダウンの時期には他県への船での「脱出」を防ぐため管理が厳しかったが、その後は「レッド」のEU諸国からも、自家用船に乗ってくる場合は一切の制限をしていない。もう一つは、国境制限を課している国からの入国を認める例外的理由の中に、夏小屋(別荘)で過ごすことを含んでいることである。これらは、後述のようにフィンランドにおけるパンデミック下の日常の一つの特色を示していた。

V——パンデミック下の日常

1. マスクと防疫

既に多くの研究によってパンデミック下の日常に関する民族誌的研究や記録が出ているため(玄・藤野編, 2020), ここでは本稿の要点に沿い、国境や査証といった点に関係する「日常」に重点を置いて記したい。ドイツではパンデミック下での行動や人との接触が各州の政府によって定められ、多くは罰則を伴う強制力のある措置として実施された。特に日常における大きな変化はフェイスマスクの着用と、対人関係(集合できる人数や距離)の制限である。マスクに関しては、2020年4月27日からミュンヘンのあるバイエルン州政府は6歳以上について、公共交通機関及び店舗におけるマスク着用の義務化を通達した。通常の不織布の使い捨てマスクの他、綿100%であれば口と鼻を覆う布でも構わないとされた。

9月のミュンヘンではマスクに関してはかなり厳密に守られていた¹⁴。店舗やホテルでマスクをし忘れていないと、店員から着用するように指示があったため、ほとんどの人は店舗、地下鉄やトラムなどの密閉空間では規則通りマスクを着用して

いた。ただ日本と異なるのは、建物を出た瞬間にほとんどの人が外すことである。屋外では着用義務はないためである。筆者は当初、日本と同様に建物内でも屋外でも着用しており、屋外とは言えほとんどの人が人混みでマスクを着用していないことに不安を感じていたが、徐々に外していないと奇異に見られることを感じ、市民同様外すようになった。また店舗での人数制限は概ね厳密に守られており、小規模な店舗では外に待ち合い場所が設けられ、距離を置いた入店管理が見られた。

とはいえミュンヘン市の旧市街(観光地)にある繁華街の雰囲気はディスタンスを保つようなものではなく、折からの国内観光ブームも手伝い、気候の良い9月はテラス席を中心にレストランやバーに大勢の客が集まり、酒盛りをする風景が多々見られた。例年9月末に開催されるオクトーバーフェストは中止されたが、旧市街のバーでは民族衣装を着た人々が「自主的」なフェストを開催していた。それらの客の多くはドイツ各地から集まった国内観光客であるが、市中では地元の若者も大勢集まり、騒いだり歌ったりする様子は珍しくなかった。こうした密集状態に関して、ミュンヘン大学の教員の中には「中心部には近づかない方が良い。ディスタンスはゼロだから」と忠告してくれる人もいた。ドイツではたびたび隔離やマスク着用、ワクチン接種など感染症対策に反対する団体の抗議デモが起こっており、強い措置とその反発が同期しているように感じられた。

他方8月以降のフィンランドでは、感染者数が低く抑えられていたこともあり、マスク着用義務はなく、都市でもたまに見かける程度であった。しかし10月中旬以降、ヨーロッパ各地で第2波が観測されるようになると徐々に着用する人が増え始め、マスク着用の啓発がなされるようになる(図3)。ただ市民のマスクへの理解は高くなく、11月には公共放送YLEで「マスクの正しい付け方」が放送されることもあった。人々は当初、紐を1



図3 マスクが着用されたヘルシンキ駅のス像(2020年8月, 筆者撮影)

回ねじって耳にかけるという独特の仕方でも着用していたが、徐々に通常のストレートな引っかけに変わり、12月頃には屋外でも着用する人が増えた。ただしフィンランドで15歳以下の子供はマスク着用が求められず、学校でも教職員のみが着用を求められるようになる。

長らく感染者数が低く抑えられていたフィンランドでも、12月初旬から西部や南部を中心に増え始め、地域ごとに制限が増えていった。南西部のヴァルシナイス・スオミ (Varsinais-Suomi) 県では12月3日から公共施設の閉鎖が始まり(図4)、小学校高学年以上のリモート教育を導入する自治体が増えた。12月6日の独立記念日やクリスマスの公的行事は多くがオンライン中継のみで行われ、

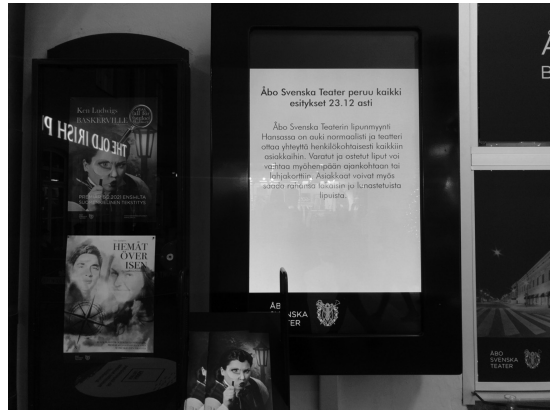


図4 12月23日までの閉鎖を知らせる紙の貼られた劇場。その後、閉鎖は何度も延長される(Åbo Svenska Teater, 2020年12月, 筆者撮影)

人々の相互訪問も控えられた。クリスマス休暇前後には国内旅行の自粛も呼びかけられたが、ラップランドのスキーリゾートには国内観光客が大挙したという報道もなされた(Ilta-Sanomat, 2020)。

2. PCR検査とトラッキング

ドイツ・フィンランドともに市中でのPCR検査やトラッキングが充実していたと思われる。ドイツでは8月8日以降、ロベルトコッホ研究所の定めるリスク地域からの入国者にPCR検査が義務づけられたこともあり、空港や駅などで多数無料の検査場が設けられた(図5)。また、市中ではレストランなどに入った際は座席に備え付けられた用紙に名前や連絡先を記し、もし同時刻に感染者



図5 無料のコロナ検査場。左：ミュンヘン中央駅／右：ヘルシンキ空港(2020年9月, 筆者撮影)

数が同じ場所で出た場合はSMSで知らされ、PCR検査への誘導が行われていた。

フィンランドでも同様に空港等、人の移動箇所
に検査場が設けられるようになる。私は9月にド
イツから帰ってきた際、義務ではなかったがヘル
シンキ空港で無料PCR検査を受けた。検査受付
カウンターは到着ロビーにあり、検査を受けたい
旨を口頭で伝えると、自覚症状の有無を問われた。
そこで「鼻が少し詰まる」と答えたところ、書類に
名前、電話番号、住所、滞在許可証に記載される
社会保障番号を求められ、検査場に誘導された。
そこでは同じ便に乗っていた人が数名、先に検査
を受けていた。検査自体は鼻孔に綿棒を入れ、わ
ずか2分程度で終了し、翌日までに携帯電話に結果
が届く旨が伝えられた。結果は6時間後にSMSで
届き、“Negative”であることと、詳しい情報はTHL
のサイトで見るといふ指示がURLとともに、
3カ国語(FI/SWE/EN)で簡潔に記されていた。

フィンランドTHLは、8月31日にスマホ用感染
トラッキングアプリ“Koronavilkku”をリリースし
た。これをインストールすれば、感染者との濃厚
接触(2m以内に15分いた場合)が知らされ、PCR
検査に誘導される。アプリ自体は多くの国で導入
されているが、このアプリは1日で100万件のダウ
ンロードがされたことで話題となり(Yle, 2020c)、
のちに更に登録者が増え、人口550万人の国では
ほとんどのスマホに導入されたことに特徴がある。

フィンランドはヨーロッパ内では感染者数が少
なかったとはいえ、人口比でいえば日本に比べ決
して低い¹⁵。にもかかわらずフィンランドでは、
パンデミック下での人々のストレスが日本ほどで
はないように感じられた。あくまで私個人の経験
的事実でしかないが、日本では感染者数その日
その日で発表されるのみで、過去何番目に多いか、
といったことで多くの人が一喜一憂し、ゆえに進
んで感染防止に取り組み、一部の「意識の低い」
人々や施策の遅い政府に対して強い憤りを持って



図6 反EUと親コロナを謳う落書き(トゥルク, 2020年12月, 筆者撮影)

いるように感じられた。フィンランドを含むEU
では人口10万人あたり過去14日間の数値で示し、
かつ国際比較をするため、数字に一喜一憂するこ
とが少ない。加えて強制力のある制限措置を公布
する政府が「責任の主体」と市民に映るため、市民
個々人の責任割合(の感覚)は日本に比べ格段に低
いことも関係していると思われる。

またフィンランドでも反ワクチン言説や
COVID-19にまつわる陰謀論も少なからずあるが、
SNSのネタや町の落書きになることはあっても
(図6)、反ロックダウン派と警察が衝突したオラ
ンダやドイツのように目立った騒ぎになることは
ほとんどない。

3. 夏小屋と移動者

ただしフィンランドでも COVID-19は国外から
の観光者や、国外旅行から帰った人が最初にもた
らしたため、観光然とした人に対する視線がない
わけではない。とりわけ私が滞在するヴァルシナ
イス・スオミ県の田舎町では、他者に対する視線
はコロナのストレスを幾分か増幅させていたよう
である。具体的には都市や外国からの移動者に対
するものであり、その人びとがウィルスを持ち込
んでいるのではないかという猜疑心の表れである。



図7 フィンランドの夏小屋(2020年11月, 筆者撮影)

ドイツ同様フィンランドでも2020年は国内観光の一年であった。例年夏になると地中海方面に出かける人々も、2020年は森や島に向かった。私が滞在していたトゥルク郊外は島々が広がる美しいエリアであり、ディスタンスを保てる場として多くの人々がトゥルクやヘルシンキなどから訪れた。地元住民は週末になると、スーパーの駐車場にきれいな高級車が停まっていたり、プレジャーボートを載せた台車を引いたSUVが停まっていたりするのを見ては、都会からの観光者ではないかと噂をしていた。また海沿いのエリアや内陸部の湖の沿岸部では、夏小屋と呼ばれる別荘が海沿いに多数あり(図7)、そこを訪れる都市の人だけでなく外国からの人にも、地元の人は特別な関心を抱いていた。

前述の通りフィンランドはEU・シェンゲン協定加盟国に対しても、感染者が多ければ国境を開いていない。しかし国境警備隊による例外規定においては、EU・シェンゲン協定加盟国のうち「レッド」にあたる国からであっても、以下のような事柄は入国理由としてカウントされた。

regular scheduled traffic at the airport, real estate, housing or leisure accommodation in Finland, property arrangements in Finland, pursuit of Sámi business and culture at the internal border)(Raja, 2020).

下線部に夏小屋も含まれており、こうした家や不動産に定期的に訪れることはたとえそれが国境を越える移動であっても「必要な理由」として認められた。夏小屋は「別荘」とも言えるが、観光での訪問は「必要な理由」には入れられていないため、フィンランドでは夏小屋滞在者と観光者が明確に区別されていることがわかる。夏小屋は夏の数カ月を過ごすだけでなく、週末や少しの時間があれば訪れ、少しずつ作りあげ、いずれは子や親族に受け継ぐ不動産であり、加えて1990年代以降は外国から夏小屋を所有する人が増え、地域にとってもその人々の存在は軽視できないほどになっている(Pitkänen, 2011)。もちろんこうした人々に観光的要素がないわけではないが、¹⁷フィンランド政府は彼らが観光ではなく「住む」ためにやってくる人々と認識している。滞在許可証所有者が入国できるように、「住む」ことは入国のために「必要な理由」と判断されているのだ。

フィンランドにおける夏小屋の所有者は、国外だとスウェーデンやロシア、デンマークなど近隣諸国に多く、そこから自家用車をはじめ様々な手段でやってくる。¹⁸町の人々がとりわけ警戒していたのはこのように国境を越えて夏小屋を訪れる人だった。単に都会から来る人と違い、感染症対策が異なる国の人だからである。とりわけ自家用船でも容易に来到ることができるスウェーデンはヨーロッパで最も緩い感染症対策を採り、感染者や死者ともにフィンランドよりはるかに多かったことから、町の人々の警戒心もなおさらだった。報道にも、スウェーデン語を話す観光者に対して人々が警戒感を抱いているというニュースが掲載された(Yle, 2020b)。もともと出入国審査がないうえに、フィンランド語とスウェーデン語の二言語エリアにあたるこの地域では、国境や「スウェーデン語を話す観光者」は通常さほど意識されていなかったとあって良い。パンデミック下の日常ではこうして幾重ものボーダーが形作られたのである。

VI——国境経験の自己相対化——おわりに

オートエスノグラフィは単に自分の経験を記述していくというよりは、私というフィールドを元に物事を分析的に捉えていく手法である。2019年末から2020年12月に至る、私を起点とした日本・ドイツ・フィンランド間の国際移動を見ていくと、国境の存在感が極めて増大しているということが明らかとなった。パンデミック下で国際移動を試みた私から見ると、国境はまるで頻繁に開いたり閉まったりするピンボールのフリッパーのようなもので、首尾良く滑り込むこともできれば、直前に閉まり、跳ね返されてしまうこともある。更に、これまで扉が一つであったEU・シェンゲン協定加盟国内で再び国境管理が現れ、外(External)である「第三国」の私からはまるで二重扉のように見える。存在感を増した国境の開閉は、第一義的には感染者数を数値化した国際関係に依拠するといえども、第二義的には、いつ・誰に対して・どのように国境を閉じ、開くかという個々の国家の戦略に依拠する。ドイツとフィンランドの国境政策に違いが明らかだったように、国境の開閉は感染症に関する科学的な知見に加え、国際関係など対外的な戦略、国内的な政治状況が不可分に結びついた判断となる。

個人の側から見ると、パンデミック下の国際移動はこのように個人の意志とは無関係に閉じたり開いたりする国境に翻弄されることになるが、同時に、実際の国境管理にあたってはそこに個人の状況が掛けられることで、「国境をいかに越えるか」というパターンは無数になる。本稿が述べてきたように、その個人的状況とは国籍、査証、身体状況、居住地、家族、職業など多岐にわたり、実際の出入国審査はこうした様々な属性がそれぞれの国家の定める「必要な理由」に相当するかどうかで判断される。故に、諸個人はいかにして「必

要な理由」を証明し、国境を越えるかということに戦略を練る。そこでは旅のツールとしての「トラベルドキュメント」がパスポートやビザと同じレベルで重要になり、それを事前チェックする航空会社のカウンターは、公的な入国審査に類する判断を移動者に与えるようになった。国際移動とはまさに石野が述べたように、個人の意志や選択と、そこに回収し得ない状況や環境が渾然一体に結びついたプロセスとなる。

ここで見てきた「選択」と「状況」は、コロナ禍以前の国際移動におけるそれらとは根本的に異なるものである。特にコロナ以前には「国境をいかに越えるか」という主題はいわゆる先進国の人々にとって深刻な問題となることは少なく、難民や労働移民、無国籍者など、相対的に弱い立場にある人々にとって特にのしかかる課題だった。コロナ禍は、たまたま生まれた国のパスポートの強みや経済的基盤によって自由な国際移動を謳歌していた人々に大きな影響を与え、例えば感染症対策に失敗したアメリカやイギリスは、パスポートの「強さ」ランキングを大きく落とすことになった(CNN, 2021)。それは私にとっても同様である。私は偶然、世界で最も「強い」と言われる日本国旅券を持っているがために、本稿で記してきた国境を越える(ほんの僅かの)苦勞に、これまで苛まれたことがなかっただけである。

20世紀後半から2010年代までの半世紀がグローバルなモビリティ創出の時代であり、国境管理よりも移動の自由に価値の置かれた時代だとすれば、2020年に図らずも劇的に復活した国境の存在感は、アナクロニズムの到来を告げるものとなった。とりわけEUでは、欧州統合の象徴であったシェンゲン協定の事実上の停止は移動の自由に対する制限、個人の権利や欧州統合の理念への再挑戦と見なされ、20世紀のヨーロッパが共同で築いてきた理念に大きな負荷を与える、過去への逆戻りと見なされた(Carrera and Luk, 2020)。

冒頭で言及したスコットの議論を繰り返すまでもなく、移動の制限や隔離、国境の復活はグローバル化する社会の様相を過去のものへと戻す出来事だったと言って良い。ただ、国境が亡霊のように復活したからと言っても、現代は明らかにスコットの議論する古代メソポタミアや18世紀東南アジア山地社会とは異なる。スコットは、感染症拡大を機に国家を離れた人々は、国家の統治の及ばない遊牧的な世界、山地民的な世界で生きることができるとする。権力の及ばない社会を、別の著作でスコットは「ゾミア」と呼ぶ(スコット, 2013)。現代がスコットの議論する時代と異なるのは、少なくとも国際移動に関して言えば統治の及ばない領域は(ほとんど)存在せず、国家の「外」はないという点である。Brexitにより英国旅券の力が減ずるとフランス旅券を得ようとした人がいるように、国家の隣にはゾミアではなく別の国家がある。もちろん人類学の研究が伝えるように、現代でも「社会」は国家の外にも存在する(中川, 2014)。そうした社会を起点に考えると「国境」の存在感は微々たるものだし、国家の外で人々がコロナ禍をどのように経験しているかというのも興味深い主題である。しかし問題は、その現場を捉えるために調査に行こうとした途端、我々は国境という国家的な施策に阻まれるということである。

* * *

コロナ以前の世界では多くの人が、もはや地球

はボーダレスで、いつでもどこにでも行くことができる、と述べていた。移動の自由を享受したのは、主として専門的な職業に就くコスモポリタンと観光者である。しかし立場を変えると国境は常に人々の属性や身体を管理する統治権力であったし、コスラヴィが述べたように、抑圧からの解放を求めて越境する人々にとって、国境は常に闘争の場であった。私は先に、コロナ禍によって「国境」が復活したと述べた。またEU内の移動の自由を作りあげてきた人々も同様に、国境や検問の復活は過去への逆進で、欧州統合の理念への挑戦だと考えたが、国境は決して消えていたわけではない。ある種の立場の人々には、まるで存在しないかのごとく恩恵が与えられていただけなのである。

世界がボーダレスだったことなどあるのだろうか？ 移動の自由を享受してきた一方で、国境を用いて難民や「安価な労働力」の流入を調整してきた日本や欧米社会こそが、その虚構性を最も知っているはずである。オートエスノグラフィックな記述に意味があるとすれば、法的な仕組みである国境の、文脈依存的な運用を個人という一つのフィールドから描き出すことができることであろう。とりわけ、コロナ禍以前においては国際移動における国境の困難さを「他者」の経験として見なしてきた西洋や先進国の人々(多くの観光者や研究者、そして私はここに含まれる)にとっては、この一時的な国境封鎖に伴う国際移動の困難さのおかげで、自らの特権的な立場を相対化し、それを支える権力関係を検討する機会となるはずだ。

注

- 1 本稿の民族誌的現在は2020年12月とし、現在形で記された箇所はその時点における事実とみなす。
- 2 「観光批判」がコロナ禍によって引き起こされたものと言うよりも、それ以前から存在するもので、特に2010年代の世界的な観光の拡大と環境負荷に起因する問題が顕在化したものだとする指摘も少なくない(Gössling, 2020; 門田, 2021)。
- 3 例外の一つに季節労働者が挙げられる。北欧諸国の農業は国

- 外からの労働者に依存しており、ベリーピッカー(ブルーベリーなどを摘む人)として東南アジア系労働者を一時的に入国させる方法が議論された。フィンランドでは入国制限対象であるタイから、労働者数百名が2020年夏、例外的規定によって入国し、ラップランドで収穫に従事した(Yle, 2020a)。
- 4 シェンゲンエリア内の移動に対する制限の再導入は、シェンゲン協定の理念、ひいては欧州統合の理念への挑戦とする見

- 方が少なくない(Montaldo, 2020)。ただし2010年代のシリア難民の流入以降多くのEU諸国が国境管理や検問を強化しており、自由な移動の理念はすでに形骸化していたという指摘もある(Rijpma, 2020)。
- 5 国境管理の導入が主に独仏の主導で進んだことなど、議論の過程は国家間のパワーポリティクスのものであり、将来の社会的連帯を脅かすという指摘もある(Wolff et.al., 2020)。
 - 6 最初の「グリーン」はアルジェリア、オーストラリア、カナダ、ジョージア、日本、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ルワンダ、セルビア、韓国、タイ、チュニジア、ウルグアイ。
 - 7 ただし2020年9月1日から、日本に長期滞在していた外国人の再入国を、10月1日からは短期商用ならびに長期滞在の外国人の条件付き新規入国を認めるようになった。
 - 8 ルクセンブルクに住むという大家(投資用に所有していると思われる)は、入居10日前の解約にもかかわらず、状況を鑑みて事前振り込み分の家賃を全額返却することに同意した。
 - 9 この場合の制限とは、“travel for work and other essential traffic”であり、この制限では事実上日本から入国する人は皆無だったと思われる。なおこの制限が撤廃された7月30日以降も、入国者には2週間の自主隔離が「リコメンド」された(Valtioneuvoston kanslia, 2020a)。
 - 10 有効期限は2020年8月初旬から2021年3月末だった。
 - 11 ただしロベルトコッホ研究所の指定するリスク地域への記載は、ドイツ政府が入国を許可するかどうかとは別である。政府は、仮にリスク地域に掲載されていてもEU・シェンゲン協定加盟国であれば隔離等を条件に入国を許可する。また、
- リスク地域でなくても入国を許可しないこともある。ドイツ入国が禁じられている日本は、2020年12月まで一度もリスク地域には指定されていない。科学的な知見と政治的な判断は必ずしも一致しない証左である。
- 12 ドイツの知人の中には「スペインでのバカンスでウィルスを持ち帰る人が多いので広まるのでは」と述べる人も少なくなかった。
 - 13 22%以上のアルコール飲料(ウィスキーなど)の場合、1人10Lまで(フィンランド税関, 2020)。
 - 14 バイエレン州におけるマスク着用義務化は4月23日で、その後8月には野外での集会等にも求められるようになった。罰金の特徴は店舗等の場所の管理者にも着用をさせる責任があり、守らない場合は5千€の罰金となり、マスクをしなかった本人の罰金(250€)よりも高額であった(在ミュンヘン日本国総領事館, 2020)。
 - 15 たとえば日本でも感染者数が増加傾向にあった2020年12月中旬、10万人あたり過去14日間の感染者数で言えば、日本が40人程度であったのに対し、フィンランドは100人程度であった。
 - 16 英語ではしばしばSummer Cottageと称される(フィンランド語ではMökki)。コロナ禍によって2020年は夏小屋の需要が高まったという(Yle, 2020d)。
 - 17 国外に別荘を持つことは「セカンドホームツーリズム」と呼ばれ、欧州全体の動きとして議論されている(Roca eds., 2013)。
 - 18 ただしロシアはシェンゲンエリア外なのでパンデミック下では入国不可となっていた。

文献

- ✦Carrera, Sergio and Ngo Chun Luk (2020) *In the Name of COVID-19: An Assessment of the Schengen Internal Border Controls and Travel Restrictions in the EU*, Policy Department for Citizens' Rights and Constitutional Affairs, EU.
- ✦CNN (2021) The world's most powerful passports for 2021. (<https://edition.cnn.com/travel/article/henley-index-world-best-passport-2021/>, 2020年12月31日確認)
- ✦European Commission (2020) COVID-19: Temporary Restriction on Non-Essential Travel to the EU. (<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2020/EN/COM-2020-115-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF>, 2020年12月31日確認)
- ✦玄武岩・藤野陽平 (2020) 『ポストコロナ時代の東アジア』勉誠出版。
- ✦Gössling, Stefan, Daniel Scott, and C. Michael Hall (2020) Pandemics, tourism and global change: A rapid assessment of COVID-19, *Journal of Sustainable Tourism*, 29(1): 1-20.
- ✦Ilta-Sanomat (2020) Levi is almost full of Finnish tourists. (<https://www.is.fi/kotimaa/art-2000007708502.html>, 2020年12月31日確認)
- ✦石野隆美 (2021) 「道徳的非難を配慮へと読み替える——COVID-19とともにある観光者の選択をめぐる」『立命館大学人文科学研究所紀要』125: 103-123.
- ✦門田岳久 (2021) 「拡散・偏在化する観光——フライトシェイム運動から『近所』の再発見まで」『RT』1.
- ✦川口幸大 (2019) 「東北の関西人——自己／他者認識についてのオートエスノグラフィ」『文化人類学』84(2): 153-171.
- ✦Klatt, Martin (2020) The Danish-German Border in Times of COVID-19, *Borders in Globalization Review*, 2(1): 70-73.
- ✦小島敬裕 (2014) 『国境と仏教実践—中国・ミャンマー境域における上座仏教徒社会の民族誌』京都大学学術出版会。
- ✦Khosravi, Shahram (2010) *'Illegal' Traveller: An Auto-Ethnography of Borders*, Palgrave Macmillan.
- ✦Montaldo, Stefano (2020) The COVID-19 Emergency and the Reintroduction of Internal Border Controls in the Schengen Area: Never Let a Serious Crisis Go to Waste, *European Papers*, 5(1): 523-531.
- ✦長津一史 (2019) 『国境を生きる——マレーシア・サバ州、海サマの動態的民族誌』木犀社
- ✦中川理 (2014) 「国家の外の想像力」『社会人類学年報』40: 31-56.
- ✦Pitkänen, Kati (2011) Contested Cottage Landscapes: Host perspective to the increase of foreign second home ownership in Finland 1990-2008, *Fennia - International Journal of Geography*, 189(1): 43-59.
- ✦Rijpma, Jorrit (2020) COVID-19, another blow to Schengen?,

- Maastricht Journal of European and Comparative Law*, 27(5): 545–548.
- ❖ Raja (2020) Instructions for crossing the border during a corona pandemic. (<https://raja.fi/rajaliikenne-ohjeet-korona>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Robert Koch Institut (2021) Informationen zur Ausweisung internationaler Risikogebiete durch das Auswärtige Amt, BMG und BMI. (https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html, 2021年1月7日確認)
 - ❖ Roca, Zoran eds. (2013) *Second Home Tourism in Europe: Lifestyle Issues and Policy Responses*. Routledge.
 - ❖ スコット, ジェームズ・C (2013) 『ゾミア——脱国家の世界史』佐藤仁他訳, みすず書房.
 - ❖ スコット, ジェームズ・C (2020) 『反穀物の人類史——国家誕生のディープヒストリー』立木勝訳, みすず書房.
 - ❖ Suomen Tulli (2020) Bringing back alcohol. (<https://tulli.fi/en/private-persons/travelling/bringing-back-alcohol>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ THL (2020) Travel and the coronavirus pandemic. (<https://thl.fi/en/web/infectious-diseases-and-vaccinations/what-s-new/coronavirus-covid-19-latest-updates/travel-and-the-coronavirus-pandemic>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Urry, John (2007) *Mobilities*. Polity.
 - ❖ Valtioneuvoston kanslia (2020a) Government decides on continuation of restrictions on traffic at internal and external borders. (<https://vnk.fi/-/hallitus-paatti-sisa-ja-ulkorajaliikennetta-koskevien-rajoitusten-jatkosta>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Valtioneuvoston kanslia (2020b) Restrictions on entry into the country to be tightened again at internal and external borders. (<https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410869/restrictions-on-entry-into-the-country-to-be-tightened-again-at-internal-and-external-borders>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Wilson, Thomas M. (2020) “Fearing Brexit: The Changing Face of Europeanization in the Borderlands of Northern Ireland”, *Ethnologia Europaea*, 50(2).
 - ❖ Wolff, Sarah, Ariadna Ripoll Servent and Agathe Piquet (2020) Framing immobility: Schengen governance in times of pandemics, *Journal of European Integration*, 42: 1127–1144.
 - ❖ Yle (2020a) Thailand lets berry pickers head to Finland in mid-season. (https://yle.fi/uutiset/osasto/news/thailand_lets_berry-pickers_head_to_finland_in_mid-season/11465689, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Yle (2020b) Swedish tourists arriving in Turku cannot be turned away from tourist destinations - the city wants tourists to be responsible. (<https://yle.fi/uutiset/3-11464143>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Yle (2020c) Koronavilkku has already found its way to a million phones - THL's Salminen: "This exceeded all our expectations". (<https://yle.fi/uutiset/3-11521391>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ Yle (2020d) Korona surprised by reversing the rise in cottage sales - growth figures of tens of per cent, demand more than supply. (<https://yle.fi/uutiset/3-11363603>, 2020年12月31日確認)
 - ❖ 在ミュンヘン日本国総領事館 (2020) 「バイエルン州における防疫措置(屋外の公共の場での集会におけるマスク着用義務等)」. (https://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/619.html, 2020年12月31日確認)

